

柴田町会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月7日

柴田町長 滝口 茂

柴田町規則第3号

柴田町会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

柴田町会計年度任用職員の給与に関する規則（令和2年柴田町規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(宿日直手当)</p> <p>第11条 条例<u>第11条第1項</u>において準用する給与条例第17条に規定する宿日直手当が支給される勤務は、職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年柴田町規則第19号）第6条第1項に規定する勤務とする。</p> <p>2 条例<u>第11条第2項</u>において準用する給与条例第17条第1項の規則で定めるもの及び額については、一般職の職員の例による。</p>	<p>(宿日直手当)</p> <p>第11条 条例<u>第11条</u>において準用する給与条例第17条に規定する宿日直手当が支給される勤務は、職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年柴田町規則第19号）第6条第1項に規定する勤務とする。</p> <p>2 条例<u>第11条</u>において準用する給与条例第17条第1項の規則で定めるもの及び額については、一般職の職員の例による。</p>
<p>(期末手当)</p> <p>第12条 条例<u>第12条第1項</u>において準用する給与条例第18条から第18条の3までに規定する期末手当を支給されるフルタイム会計年度任用職員の範囲（<u>期末手当を支給される職員の範囲から会計年度任用職員を除外する部分を除く。第16条第1項において同じ。</u>）並びに<u>期末手当の支給額を除く</u>期末手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、一般職の職員の<u>例に、期末手当の支給額については、法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の例による。</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第12条 条例<u>第12条</u>において準用する給与条例第18条から第18条の3までに規定する期末手当を支給されるフルタイム会計年度任用職員の範囲、<u>期末手当の支給額その他</u>期末手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、一般職の職員の<u>例による。</u></p>
<p><u>(勤勉手当)</u></p>	

第12条の2 フルタイム会計年度任用職員の  
勤勉手当の成績率については、町長が定める  
割合の範囲内で、任命権者が定めるものとす  
る。

2 前項に規定するもののほか、条例第12条  
の2第1項において準用する給与条例第19  
条に規定する勤勉手当を支給されるフルタイ  
ム会計年度任用職員の範囲（勤勉手当を支給  
される職員の範囲から会計年度任用職員を除  
外する部分を除く。第16条の2第2項にお  
いて同じ。）並びに期末手当の支給額を除く期  
末手当の支給及び一時差止めに関し必要な事  
項については、一般職の職員の例に、期末手  
当の支給額については、定年前再任用短時間  
勤務職員の例による。

（期末手当）

第16条 条例第22条第1項において準用す  
る給与条例第18条から第18条の3までに  
規定する期末手当を支給されるパートタイム  
会計年度任用職員の範囲並びに期末手当の支  
給額を除く期末手当の支給及び一時差止め  
に関し必要な事項については、一般職の職員の  
例に、期末手当の支給額については、定年前  
再任用短時間勤務職員の例による。

2 条例第22条第1項の1週間当たりの勤務  
時間が著しく短い者として規則で定める者  
は、当該パートタイム会計年度任用職員につ  
いて定められた勤務時間の1週間当たりの平  
均時間が15時間30分未満の者とする。

3 （略）

（勤勉手当）

第16条の2 パートタイム会計年度任用職員  
の勤勉手当の成績率については、町長が定め  
る割合の範囲内で、任命権者が定めるものと  
する。

2 前項に規定するもののほか、条例第22条

（期末手当）

第16条 条例第22条において準用する給与  
条例第18条から第18条の3までに規定す  
る期末手当を支給されるパートタイム会計年  
度任用職員の範囲、期末手当の支給額その他  
期末手当の支給及び一時差止に関し必要な事  
項については、一般職の職員の例による。

2 条例第22条第1項の1週間当たりの勤務  
時間が著しく短い者として規則で定める者  
は、通常の勤務時間の1週間当たりの平均時  
間が15時間30分未満の者とする。

3 （略）

の2第1項において準用する給与条例第19条に規定する勤勉手当を支給されるパートタイム会計年度任用職員の範囲並びに勤勉手当の支給額を除く勤勉手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、一般職の職員の例に、勤勉手当の支給額については、定年前再任用短時間勤務職員の例による。

3 前条第3項の規定は、条例第22条の2第1項において読み替えて準用する給与条例第19条第3項の規則で定める額について準用する。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。